

兵庫県健康福祉部健康局健康増進課受動喫煙対策班からのお知らせ

4月から原則建物内禁煙 受動喫煙の防止に取り組みましょう。

令和2年4月から健康増進法・兵庫県受動喫煙防止条例が改正され全面施行されます。

それにより、店内は「原則屋内禁煙」となります。

令和2年4月1日施行

- ・物品販売店、金融機関、宿泊施設、理容所・美容所、図書館、映画館、社会福祉施設など、多数の人が利用する施設
- ・飲食店
- ・観覧場、運動施設、動物園、植物園、遊園地、都市公園など
- ・公共交通機関の乗降、待合などの施設
- ・旅客の運送の用に供する列車、船舶
- ・旅客の運送の用に供する自動車、航空機

施設ごとに細かい対応あり

飲食店は以下の3つの要件を満たす場合は、経過措置により店内喫煙可とすることができます。

1. 令和2年4月1日時点で営業している店舗である。
2. 個人または中小企業（資本金、出資金が5,000万円以下）が営んでいる。
3. 客席面積が100平方メートル以下である。

特例

※既存小規模飲食店、シガーバーのみ建物内全部を喫煙可能とする場合

店舗入口
店内喫煙可である喫煙可能室を設置する場合は、「喫煙可能室設置施設届出書」を保健所健康課に届け出てください。（窓口持参・郵送）

飲食店では、必ず下記のいずれかの表示が必要です。

禁煙の場合
店頭入口
建物内の一部を喫煙場所（喫煙室）とする場合（A、B両方表示）
A. 店舗入口
B. 喫煙場所（喫煙室）の入口



受動喫煙対策整備貸付

受動喫煙防止のため店舗内禁煙化や喫煙室の設置などを行う資金調達を支援

対象者：県内で事業を営む中小企業者及び組合等

資金用途：建物内禁煙化（分煙設備の撤去）や喫煙室等の設置にかかる費用

融資条件：限度額1箇所1,000万円 利率0.90% 期間7年以内

担保・保証人：保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる 信用保証：原則として保証をつける

条例の詳細・貸付の詳細は兵庫県ホームページをご覧ください。

兵庫県 受動喫煙

検索

条例については TEL078-362-9111 貸付については TEL078-362-3321

従業員を雇用されている事業主のみなさまへ

令和2年4月分から64歳以上の方についても雇用保険料の徴収が必要になります。

64歳以上の高年齢労働者の雇用保険料免除は、令和元年度（平成31年度）をもって廃止になります。

令和2年度から雇用保険の被保険者は年齢にかかわらず雇用保険料の徴収が必要になります。

内訳	生年月日	昭和30年4月1日以前	昭和30年4月2日以降
平成31年度確定（令和元年度確定）		免除	免除されない
令和2年度概算		免除されない	免除されない

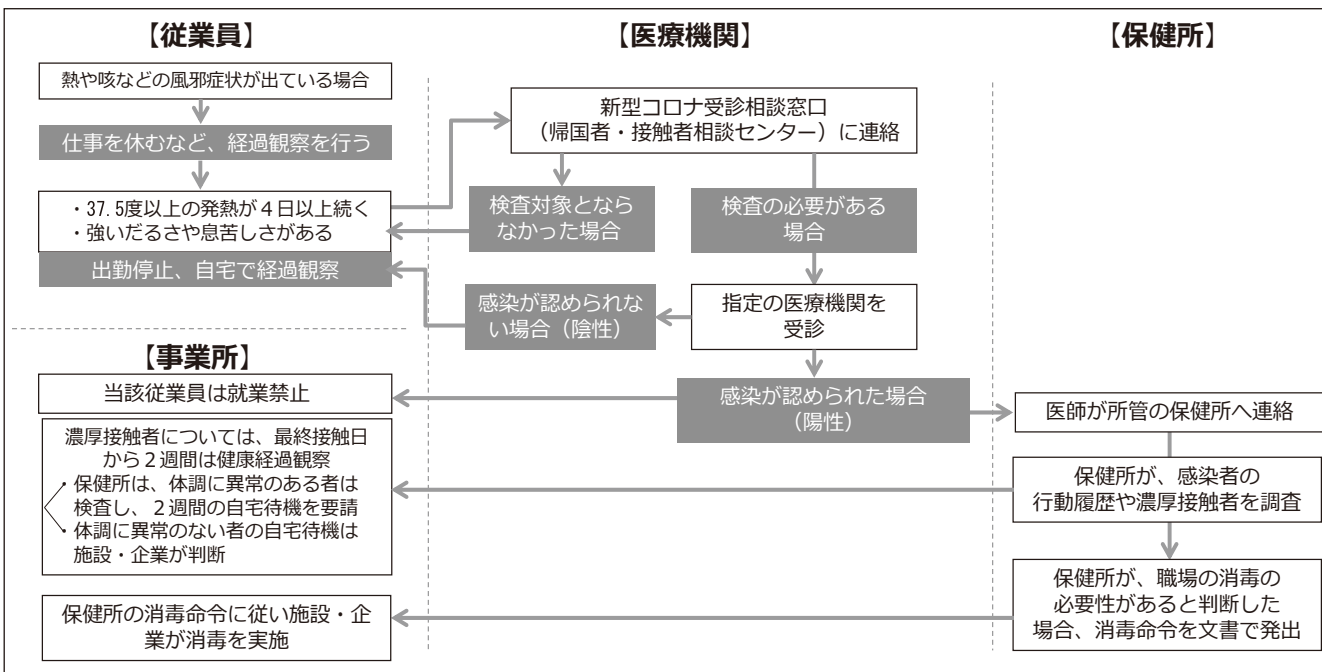
【雇用保険の加入要件】 1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上雇用見込みがあれば、原則として雇用保険の適用対象となります。

新型コロナウイルス感染症感染者が発生した場合に事業者が行う手続き等について

（日本商工会議所が保健所等に確認した情報のまとめ）

【新型コロナウイルス感染症の感染確認およびその後の対応フローについて】

（国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」、千代田保健所へのヒアリングから日商事務局作成）



【事前の備え】

1. 管轄の保健所と連絡先を確認しておく
2. 対策責任者や担当者を決めておき、意思決定者・対応者を明確にする
3. 事務所の消毒作業を依頼できる業者を探しておく

【新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合の流れ】

1. 感染者の発生を知る
感染者の勤務先を管轄する保健所から疫学調査の実施の連絡があり、従業員の感染を知る
2. 疫学調査の対応準備をする
疫学調査のために保健所職員が到着するまでに、感染者が在籍していた部署があるフロア全体の見取り図と、個人名入り座席表を用意しておく
3. 保健所の積極的疫学調査に協力し、命令・指導を受ける
保健所職員が個別面談で濃厚接触者の特定と行動把握を行い、体調異常のある者は検査を実施、最終接触日から2週間の自宅待機を要請。対策責任者は濃厚接触者全員のリスト（氏名、生年月日、年齢、住所、電話番号）を作成、各濃厚接触者に居住地の保健所に情報提供が行われる旨を伝える。濃厚接触者のうち体調の異常がない者についても、2週間の自宅待機を指示するかどうかは、対策責任者の判断に任される。
4. 保健所の命令・指導に従い、消毒および濃厚接触者の管理を行う
保健所は、必要に応じて事業所の消毒（必要な範囲および使用する薬剤と方法）を命令、なお、消毒の実施費用については事業者の自己負担。（消毒作業は専門業者が必要な場合も、自力で対処可能な場合もあり、保健所の命令の内容によります）消毒が完了するまで、可能であれば非濃厚接触者の出勤も控えさせましょう。全濃厚接触者について、毎日健康状態（体温、咳、倦怠感の有無等）を自己チェックさせ、毎日その結果をまとめて保健所に報告し、異常が認められた場合は保健所の指示に従います。感染者の発生を対外的に公表するように保健所が指示することはありません。
5. さらに感染者が発生した場合
さらに感染者が発生した場合は、対策責任者は保健所の指示に従い、濃厚接触者リストを更新し濃厚接触者の管理を継続します。
6. 自宅待機期間が終了した者について
対策責任者は、発症することなく自宅待機期間を終えた濃厚接触者を、再度健康状態の確認を行った上で職場復帰させます。
7. 全員が職場復帰するまで、濃厚接触者の管理を継続する
濃厚接触者全員が職場復帰するまで、対策責任者は濃厚接触者の管理を行います。

※濃厚接触者とは・・・感染者に、必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（目安として2メートル）で一定時間以上接触があった場合に濃厚接触者と考えられます。実際には、保健所が対面調査により個別に判断します。